

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4

### ◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 5

北九州市告示第 3 5 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 病院又は診療所（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
正木クリニック	北九州市八幡東区西本町三丁目 1 番 1 号 1 0 2 号	令和 7 年 1 0 月 1 日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ぽかぽか訪問看護ステーション	北九州市小倉南区下石田三丁目 7 番 1 0 号	令和 7 年 9 月 1 日

北九州市告示第 354 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
藤田通りクリニック	北九州市八幡西区藤田一丁目 5 番 21 号上野ビル 102	令和 7 年 9 月 1 日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ぽかぽか訪問看護ステーション	北九州市小倉南区下石田三丁目 7 番 10 号	令和 7 年 9 月 1 日

北九州市告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月1日

北九州市長 武内和久

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
新 大賀薬局小倉駅北口店	北九州市小倉北区浅野二丁目6番21号コンフォートホテル小倉1	令和7年9月1日
旧 そよ風薬局	F	

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
みろく訪問看護ステーション	新 北九州市門司区畑1207	令和7年9月1日
	旧 北九州市門司区吉志四丁目19番35ファミリー宮ノ前102	
訪問看護ステーション えみゆ	新 北九州市小倉小倉北区熊本三丁目14番46号202	令和7年9月1日
	旧 北九州市小倉北区三郎丸一丁目7番5号2階	

北九州市上下水道局告示第42号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-186	晃永工業有限 会社	小佐井勝 也	八幡西区金剛 一丁目10番 30号	令和7年9月 1日
F-250	アースクリン 株式会社	大石 登	福岡市東区舞 松原二丁目1 7番43号	令和7年9月 1日